

契約ロッカー利用規約

第 1 条（契約ロッカー利用契約の成立）

会員が、MEDICAL FITNESS 24（以下「本施設」といいます。）との間で、本規約に同意して契約ロッカーの使用を申込み、それに対し本施設が承諾することにより、本規約に基づく会員と本施設間の契約ロッカー利用契約（以下「契約ロッカー利用契約」といいます。）が成立します。

第 2 条（会員による契約ロッカーの利用）

契約ロッカー利用契約は、本施設が定める日（以下「契約開始日」といいます。）から開始し、そのときに、会員は、契約ロッカーを使用する資格を得ます。以後、会員は、契約ロッカー利用契約が終了するまでの間、本規約に従い、契約ロッカーを利用することができます。

第 3 条（利用料）

会員は、契約ロッカー利用契約が終了するまでの間、本施設が定める所定の支払い方法および期限に従い、所定の利用料を支払います。

利用料は月額 1,650 円といたします。

利用開始初月は契約成立日に応じて利用料を日割とし、翌月分と併せてお支払いいただきます。

第 4 条（鍵の貸与および保管）

1. 本施設が、会員に契約ロッカーの鍵を貸与し、会員は、当該鍵を大切に保管しなければなりません。この場合、会員は当該鍵を複製してはいけません。
2. 会員は、前項により本施設から貸与された鍵を第三者に貸与する等、転貸することはできません。

第 5 条（鍵の交換および再貸与）

1. 会員は、当該鍵を紛失したときは、直ちに本施設に申し出て、当該鍵の交換に要した費用（鍵、シリンダーの代金およびその工賃を含みますがそれらに限られません。）を負担しなければなりません。
2. 会員は前項の申出をするときは、本施設に対し、本施設所定の書面を提出します。
3. 会員が第 1 項の申出をし、同項の負担をしたうえで、引き続き契約ロッカー利用契約の継続を希望した場合、本施設は、それを認めるときは、会員の希望に応じて鍵を再貸与します。

第 6 条（保管できないもの）

1. 契約ロッカーは、運動靴、トレーニングウェア、着替え等を保管しておくためのロッカーです。会員は次のような品物は保管できません。

- (1) 揮発性・爆発性のある危険物
- (2) 可燃性のあるもの
- (3) 腐敗するもの
- (4) 臭気を発するもの

- (5) 生きもの
- (6) 貴重品
- (7) その他、保管することが適切でないと、本施設が判断する物。

2. 本施設は、必要があると認めた場合、会員が収納物を出し入れするときに立ち会うことができます。

第7条（収納物の撤去）

本施設は、次のいずれかに該当する場合、またはその疑いがある場合、会員に連絡しないで、本施設の裁量で、契約ロッカーを開扉し、収納物を保管、廃棄その他の処分をすることができます。

- (1) 契約ロッカー内に前条第1項各号のいずれかに該当するものが収納されていたときまたはその恐れがあるとき。
- (2) 本施設が関係官公署から収納物の調査を受け、押収または提出を求められたとき。
- (3) その他、本施設が適当と認めたとき。

第8条（契約ロッカー利用契約の終了事由）

1. 会員は、第2条に従い契約ロッカー利用契約が開始した後、毎月10日までに契約終了の申出をすることにより、当月の末日をもって契約ロッカー利用契約を終了させることができます。

2. 本施設は、会員が次のいずれかに該当した場合、何らかの通知および催告なしに本契約を終了させることができます。

- (1) 会員が所在不明になったとき
(契約ロッカーの利用者を特定できない場合を含みます。)
- (2) 会員が第4条第1項により貸与された鍵を紛失したとき。
- (3) 会員が本規約のいずれかの規定に違反したとき

3. 本契約は、会員と本施設との会員契約が終了したときに当然に終了します。

第9条（契約ロッカー利用契約終了後の取扱）

1. 会員は、契約ロッカー利用契約が終了する場合、終了事由の如何にかかわらず、契約ロッカー利用契約の終了日まで、契約ロッカー内に収納する物を引き揚げる等して撤去しなければなりません。

2. 会員は、第4条第1項により本施設から貸与された鍵を、契約ロッカー利用契約の終了日まで本施設に対し、返還しなければなりません。返還できない場合は第5条第1項及び第2項を準用します。

第10条（契約終了時の収納物品の処理等）

1. 会員は、理由の如何を問わず契約ロッカー利用契約が終了するときには、その終了日まで、収納物品を引き取り、契約ロッカーを本施設に明け渡すものとします。

2. 会員が契約ロッカー利用契約終了日を過ぎても収納物品を引き取らないときには、本施設は、当該収納物品を所定の保管場所に移すことができ、また、利用契約終了日から1か月間これを保管するものとします。

3. 会員が前項に基づき保管した収納物品を利用契約終了日から3か月間経過してもなお引き取らな

い場合には、本施設は、会員が当該収納物品の権利を放棄したものとみなし、これを処分することができます。

4. 本施設は、前2項に基づき保管する収納物品が第6条第1号に定めるものであるときには、第7条に基づく処置をすることができます。この場合、会員は、本施設に対して何らの補償を求めないものとします。

第11条（譲渡等の禁止）

会員は、契約ロッカーを自己以外に使用させ、本契約上の地位もしくは本契約に関する権利義務を第三者に譲渡し、承継させ（相続等包括承継を含みます。）または担保に供することのいずれもできません。

第12条（損害賠償責任）

1. 本施設は、本施設に故意または過失がない場合および次の各号に掲げる場合は賠償責任を負いません。
 - (1) 会員の管理ミスによる鍵もしくは暗証番号の紛失または盗難等により会員が損害を受けたとき。
 - (2) 天災事変の他、不可抗力等本施設の責めによらず収納物が滅失、破損または変質したとき。
 - (3) 本施設が、関係官公署から収納物の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められ、それに応じたことにより、会員に損害が及んだとき。
2. 会員は契約ロッカーの利用によって本施設または第三者に損害を与えた時は、それを賠償する責任を負うものとします。

第13条（規約の変更と告知）

本施設は、いつでも本規約を変更することができます。また本施設は、変更後の内容を事前にホームページに掲載し告知致します。

MEDICAL FITNESS 24

2023年7月1日制定